

事務連絡
平成30年5月25日

各都道府県消防防災主管課 }
東京消防庁・各指定都市消防本部 } 御中

消防庁予防課

基準の特例を適用した検定対象機械器具等及び自主表示対象機械器具等について（情報提供）

標記の件について、平成29年1月から同年12月までに、下記の型式が、検定対象機械器具等又は自主表示対象機械器具等に係る技術上の規格に関する基準の特例（以下「特例基準」という。）の適用を受け、販売等に供されることとなったので情報提供いたします。

特例基準を適用した検定対象機械器具等又は自主表示対象機械器具等については、その旨の表示として「㊦」や「㊧」のマークが表示されていますのでご留意願います。

なお、各都道府県消防防災主管課におかれましては、貴都道府県管内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対し、この旨周知されるようお願いいたします。

記

【検定対象機械器具等】

1 閉鎖型スプリンクラーヘッド（令第37条第8号）関係

（主な特例事項：構造）

(1) 特例基準適用品

ア 閉鎖型スプリンクラーヘッド

(ア) 申請者 千住スプリンクラー株式会社

(イ) 種別 閉鎖型スプリンクラーヘッド

(ウ) 型式 1種可溶片型C72、呼称15（標準r2.6、下向き（プレート付帯ヘッド））

(エ) 型式番号 ス第29～3号

(オ) 型式承認日 平成29年9月8日

イ 閉鎖型スプリンクラーヘッド

(ア) 申請者 千住スプリンクラー株式会社

(イ) 種別 閉鎖型スプリンクラーヘッド

(ウ) 型式 1種可溶片型C72、呼称15（標準r2.6、下向き（プレート付帯ヘッド））

(エ) 型式番号 ス第29～4号

(オ) 型式承認日 平成29年9月8日

ウ 閉鎖型スプリンクラーヘッド

- (ア) 申請者 千住スプリンクラー株式会社
- (イ) 種別 閉鎖型スプリンクラーヘッド
- (ウ) 型式 1種可溶片型C72、呼称15（標準r2.6、下向き（プレート付帯ヘッド））
- (エ) 型式番号 ス第29～5号
- (オ) 型式承認日 平成29年9月8日

エ 閉鎖型スプリンクラーヘッド

- (ア) 申請者 千住スプリンクラー株式会社
- (イ) 種別 閉鎖型スプリンクラーヘッド
- (ウ) 型式 1種可溶片型C72、呼称10（小区画型、下向き（プレート付帯ヘッド））
- (エ) 型式番号 ス第29～6号
- (オ) 型式承認日 平成29年9月8日

オ 閉鎖型スプリンクラーヘッド

- (ア) 申請者 千住スプリンクラー株式会社
- (イ) 種別 閉鎖型スプリンクラーヘッド
- (ウ) 型式 1種可溶片型C72、呼称10（小区画型、下向き（プレート付帯ヘッド））
- (エ) 型式番号 ス第29～7号
- (オ) 型式承認日 平成29年9月8日

カ 閉鎖型スプリンクラーヘッド

- (ア) 申請者 千住スプリンクラー株式会社
- (イ) 種別 閉鎖型スプリンクラーヘッド
- (ウ) 型式 1種可溶片型C72、呼称10（小区画型、下向き（プレート付帯ヘッド））
- (エ) 型式番号 ス第29～8号
- (オ) 型式承認日 平成29年9月8日

(2) 概要

- ア 閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令(昭和40年自治省令第2号)第16条の規定に基づき、基準の特例を受けたものである。
- イ 外観意匠の向上及び外部からの衝撃による破損に対応するため、ヘッド本体にカバープレートを装着したものである。なお、カバープレートの作動温度をヘッド本体の作動温度より低く設定することにより、ヘッド本体の作動遅れを防止している。
- ウ ヘッドを覆うようにカバープレートを設けるため、カバープレートはヘッド本体の感熱体の分解部分に悪影響を及ぼさないように分解し、投げ出されるものである。
- エ カバープレートは確実に取り付けられ、かつ、容易に離脱しないものである。

2 スプリンクラー設備等に使用する流水検知装置（令第37条第9号）関係

（主な特例事項：機能）

(1) 特例基準適用品

ア 流水検知装置

- (ア) 申請者 ヤマトプロテック株式会社
- (イ) 種別 流水検知装置

(ウ) 型 式 湿式 (小流量検知型) K35・50・60、作動弁型80 (10K、縦)

(エ) 型 式 番 号 流第29～9号

(オ) 型 式 承 認 日 平成29年4月21日

イ 流水検知装置

(ア) 申 請 者 ヤマトプロテック株式会社

(イ) 種 別 流水検知装置

(ウ) 型 式 湿式 (小流量検知型) K35・50・60、作動弁型65 (10K、縦)

(エ) 型 式 番 号 流第29～10号

(オ) 型 式 承 認 日 平成29年4月21日

ウ 流水検知装置

(ア) 申 請 者 ヤマトプロテック株式会社

(イ) 種 別 流水検知装置

(ウ) 型 式 湿式 (小流量検知型) K35・50・60、作動弁型100 (10K、縦)

(エ) 型 式 番 号 流第29～11号

(オ) 型 式 承 認 日 平成29年4月21日

(2) 概要

ア 流水検知装置の技術上の規格を定める省令 (昭和58年自治省令第2号) 第12条の規定に基づき、基準の特例を受けたものである。

イ 検知流量定数 (流水現象として検知し、信号又は警報の作動を制御するための流量をいう。) 35、50及び60に応じて機能するものである。

3 スプリンクラー設備等に使用する流水検知装置 (令第37条第9号) 関係

(主な特例事項：構造)

(1) 特例基準適用品

ア 流水検知装置

(ア) 申 請 者 千住スプリンクラー株式会社

(イ) 種 別 流水検知装置

(ウ) 型 式 湿式 (リリーフ弁付) K50・60、作動弁型65 (10K、縦)

(エ) 型 式 番 号 流第29～17号

(オ) 型 式 承 認 日 平成29年8月17日

イ 流水検知装置

(ア) 申 請 者 千住スプリンクラー株式会社

(イ) 種 別 流水検知装置

(ウ) 型 式 湿式 (リリーフ弁付) K50・60、作動弁型80 (10K、縦)

(エ) 型 式 番 号 流第29～18号

(オ) 型 式 承 認 日 平成29年8月17日

ウ 流水検知装置

(ア) 申 請 者 千住スプリンクラー株式会社

(イ) 種 別 流水検知装置

(ウ) 型 式 湿式 (リリーフ弁付) K50・60、作動弁型100 (10K、縦)

(エ) 型式番号 流第29～19号
(オ) 型式承認日 平成29年8月17日

エ 流水検知装置

(ア) 申請者 千住スプリンクラー株式会社
(イ) 種別 流水検知装置
(ウ) 型式 湿式(リリーフ弁付) K50・60、作動弁型125(10K、縦)
(エ) 型式番号 流第29～20号
(オ) 型式承認日 平成29年8月17日

オ 流水検知装置

(ア) 申請者 千住スプリンクラー株式会社
(イ) 種別 流水検知装置
(ウ) 型式 湿式(リリーフ弁付) K50・60、作動弁型150(10K、縦)
(エ) 型式番号 流第29～21号
(オ) 型式承認日 平成29年8月17日

(2) 概要

- ア 流水検知装置の技術上の規格を定める省令(昭和58年自治省令第2号)第12条の規定に基づき、基準の特例を受けたものである。
イ 二次側配管の内圧が異常に上昇したとき、二次側圧力を一次側に逃がすため、一次側と二次側の間にリリーフ弁を設けたもの。

4 スプリンクラー設備等に使用する流水検知装置(令第37条第9号)関係

(主な特例事項:機能)

(1) 特例基準適用品

ア 流水検知装置

(ア) 申請者 能美防災株式会社
(イ) 種別 流水検知装置
(ウ) 型式 湿式(小流量検知型及び二次圧制御式) K35・50・60、作動弁型80(10K、縦)
(エ) 型式番号 流第29～13号
(オ) 型式承認日 平成29年7月25日

イ 流水検知装置

(ア) 申請者 千住スプリンクラー株式会社
(イ) 種別 流水検知装置
(ウ) 型式 湿式(小流量検知型及び二次圧制御式) K35・50・60、作動弁型80(10K、縦)
(エ) 型式番号 流第29～24号
(オ) 型式承認日 平成29年11月20日

(2) 概要

- ア 流水検知装置の技術上の規格を定める省令(昭和58年自治省令第2号)第12条の規定に基づき、基準の特例を受けたものである。
イ 検知流量定数(流水現象として検知し、信号又は警報の作動を制御するための流量をいう。)35、50及び60に応じて機能するもの及び二次側圧力を所定の圧力以下に減圧・制御する機能を設けたもの。

5 スプリンクラー設備等に使用する流水検知装置（令第37条第9号）関係

（主な特例事項：機能及び構造）

(1) 特例基準適用品

ア 流水検知装置

- (ア) 申請者 千住スプリンクラー株式会社
- (イ) 種別 流水検知装置
- (ウ) 型式 湿式（小流量検知型及びリリーフ弁付）K35・50・60、作動弁型65（10K、縦）
- (エ) 型式番号 流第29～15号
- (オ) 型式承認日 平成29年8月17日

イ 流水検知装置

- (ア) 申請者 千住スプリンクラー株式会社
- (イ) 種別 流水検知装置
- (ウ) 型式 湿式（小流量検知型及びリリーフ弁付）K35・50・60、作動弁型100（10K、縦）
- (エ) 型式番号 流第29～16号
- (オ) 型式承認日 平成29年8月17日

ウ 流水検知装置

- (ア) 申請者 能美防災株式会社
- (イ) 種別 流水検知装置
- (ウ) 型式 湿式（小流量検知型及びリリーフ弁付）K35・50・60、作動弁型65（10K、縦）
- (エ) 型式番号 流第29～25号
- (オ) 型式承認日 平成29年12月1日

エ 流水検知装置

- (ア) 申請者 能美防災株式会社
- (イ) 種別 流水検知装置
- (ウ) 型式 湿式（小流量検知型及びリリーフ弁付）K35・50・60、作動弁型100（10K、縦）
- (エ) 型式番号 流第29～26号
- (オ) 型式承認日 平成29年12月1日

オ 流水検知装置

- (ア) 申請者 ニッタン株式会社
- (イ) 種別 流水検知装置
- (ウ) 型式 湿式（小流量検知型及びリリーフ弁付）K35・50・60、作動弁型65（10K、縦）
- (エ) 型式番号 流第29～27号
- (オ) 型式承認日 平成29年12月1日

カ 流水検知装置

- (ア) 申請者 ニッタン株式会社
- (イ) 種別 流水検知装置
- (ウ) 型式 湿式（小流量検知型及びリリーフ弁付）K35・50・60、作動弁

型100(10K、縦)

(エ) 型式番号 流第29~28号

(オ) 型式承認日 平成29年12月1日

キ 流水検知装置

(ア) 申請者 日本ドライケミカル株式会社

(イ) 種 別 流水検知装置

(ウ) 型 式 湿式(小流量検知型及びリリーフ弁付) K35・50・60、作動弁型65(10K、縦)

(エ) 型式番号 流第29~29号

(オ) 型式承認日 平成29年12月1日

ク 流水検知装置

(ア) 申請者 日本ドライケミカル株式会社

(イ) 種 別 流水検知装置

(ウ) 型 式 湿式(小流量検知型及びリリーフ弁付) K35・50・60、作動弁型100(10K、縦)

(エ) 型式番号 流第29~30号

(オ) 型式承認日 平成29年12月1日

(2) 概要

ア 流水検知装置の技術上の規格を定める省令(昭和58年自治省令第2号)第12条の規定に基づき、基準の特例を受けたものである。

イ 検知流量定数(流水現象として検知し、信号又は警報の作動を制御するための流量をいう。)35、50及び60に応じて機能するもの及び二次側配管の内圧が異常に上昇したとき、二次側圧力を一次側に逃がすため、一次側と二次側の間にリリーフ弁を設けたもの。

【自主表示対象機械器具等】

1 動力消防ポンプ(令第41条第1号)

(主な特例事項:構造)

(1) 特例基準適用品

ア 届出者 帝国繊維株式会社

イ 種 別 動力消防ポンプ

ウ 型 式 可搬消防ポンプ(フロートポンプ式)、0.85型 HFS3000

エ 届出番号 P21B2

オ 届出日 平成29年11月14日

(2) 概要

ア 動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令(昭和61年自治省令第24号)第37条の規定に基づき、基準の特例を受けたものである。

イ 消防ポンプ自動車及び可搬消防ポンプのうち、水面に浮かべた状態で使用する油圧で駆動するポンプを用いるものである。

2 消防用ホースに使用するねじ式結合金具(令第41条第4号)

(主な特例事項:呼称)

(1) 特例基準適用品

ア 消防用結合金具

- (ア) 届出者 帝国繊維株式会社
- (イ) 種別 消防用結合金具
- (ウ) 型式 使用圧1.4、ねじ式、呼称250（大量送水用）
- (エ) 届出番号 C06KN01A
- (オ) 届出日 平成29年5月9日

イ 消防用結合金具

- (ア) 届出者 帝国繊維株式会社
- (イ) 種別 消防用結合金具
- (ウ) 型式 使用圧1.4、ねじ式、呼称300（大量送水用）
- (エ) 届出番号 C06KN02A
- (オ) 届出日 平成29年5月9日

(2) 概要

- ア 消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成25年総務省令第23号）第28条の規定に基づき、基準の特例を受けたものである。
- イ 受け口と差し口の双方が同一形状を有し、相互にねじる方法により着脱する方式のものであること。
- ウ 受け口と差し口の区別がないため、ホースの接続作業が容易に行えるものである。
- エ 広域応援等で異なる種類の結合金具と結合することが想定される場合は、媒介金具を用意しておく必要がある。

3 消防用ホースに使用する差込式結合金具（令第41条第4号）

（主な特例事項：呼称）

(1) 特例基準適用品

- ア 届出者 東京サイレン株式会社
- イ 種別 消防用結合金具
- ウ 型式 使用圧1.4、差込式、呼称300（大量送水用）
- エ 届出番号 C07KN04A
- オ 届出日 平成29年6月13日

(2) 概要

- ア 消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成25年総務省令第23号）第28条の規定に基づき、基準の特例を受けたものである。
- イ 呼称が300のもので、受け口及び差し口の形状が同一形状を有し、スリーブを介し、かん合部をビクトリックジョイントにより結合するものである。
- ウ 広域応援等で異なる種類の結合金具と結合することが想定される場合は、媒介金具を用意しておく必要がある。

4 消防用ホースに使用するねじ式結合金具（令第41条第4号）

（主な特例事項：呼称）

(1) 特例基準適用品

- ア 届出者 櫻護謨株式会社

イ 種 別 消防用結合金具
ウ 型 式 使用圧1.4、ねじ式、呼称300（大量送水用）
エ 届 出 番 号 C17KN05A
オ 届 出 日 平成29年5月17日

(2) 概要

- ア 消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成25年総務省令第23号）第28条の規定に基づき、基準の特例を受けたものである。
- イ 受け口と差し口の双方が同一形状を有し、相互に押し込んでかん合し、ねじって離脱する方式のものである。
- ウ 受け口と差し口の区別がないため、ホースの接続作業が容易に行えるものである。
- エ 広域応援等で異なる種類の結合金具と結合することが想定される場合は、媒介金具を用意しておく必要がある。

消防庁 予防課規格係 担当：前原 TEL：03-5253-7523 FAX：03-5253-7533
